

令和4年度（下期分）中小企業販路開拓助成金募集案内

（公財）長野県産業振興機構では、中小企業販路開拓助成金により、県内中小企業者等（製造業）の海外・国内マーケットにおける新市場開拓・販路拡大を支援しています。

この度、県内中小企業者等が展示商談会等に出展する際の費用の一部を助成する「令和4年度（下期分）中小企業販路開拓助成金」の公募を行います。

なお、対面型による国内及び海外の展示会等については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、今回は条件付きでの実施とさせていただきます。

助成金の概要

1 助成対象とする展示会等

令和4年10月1日（土）から令和5年2月28日（火）までの間に申請者が出展する展示会等で、以下に掲げる要件を備えているものを対象とします。

- (1) 助成対象者の製品及び商品の販路開拓に資するものであること。
- (2) 消費者への販売を主たる目的としたものでないこと。
- (3) 長野県外（海外を含む）での販路開拓を主な目的としたものであること。
- (4) 主催者及び共催者が（公財）長野県産業振興機構（以下「機構」という）、国又は地方公共団体以外の者であること。
- (5) 県市町村が共同出展者を募集する「長野県コーナー」又は「市町村コーナー」への出展でないこと。
- (6) 助成対象経費について国、自治体等を問わず他の補助・助成を受けていないこと。
- (7) 過去5年以内に本助成金の交付を受けた展示会、見本市と同一のもの（対面型をオンライン形式に切替えた場合は同一とみなす。）でないこと。

(8) 国内で開催される対面型の展示会は、3の新型コロナウイルス感染症対策を実施すること。

(9) 海外で開催される対面型の展示会は、次のアまたはイに該当すること。

ア 外務省が発表する感染症危険情報レベル1（十分注意してください）の国で開催される展示会で4の新型コロナウイルス感染症対策を実施すること

イ 準備日を含め会期中県内から開催地域に往来しないで出展できること。

例1 展示会開催国に営業所等があり現地社員で対応できる場合。

例2 ブース運営を他社に委託できる場合。

注1 主催者等の都合で展示会の開催期間が延期となり出展が令和5年3月1日以降になった場合は、助成対象外になりますのでご注意ください。

注2 助成対象となる展示会等について、ご不明の場合は事前にお問い合わせください。

2 助成対象者

中小企業者等（製造業）であって、以下のいずれかに該当するもの。

- (1) 中小企業者（※みなし大企業は除く。(2)についても同じ。）
- (2) 県内の中小企業者を主たる構成員とする次の団体であって、2以上の者で構成するもの
 - ア 事業協同組合等の団体
 - イ 任意団体で、設立目的、運営状況、永続状況等から判断して理事長が適当と認めるもの（出展展示会等へは申請する名称(団体名)で出展してください。）

3 新型コロナウイルス感染症対策（国内）

- (1) 展示会等の主催者から示されているガイドラインや注意事項に従い、適切な感染対策を行うこと。
- (2) 予め出展する展示会等の開催地域の自治体から訪問者向けに発せられている要請の有無やその内容を確認すること。
- (3) 長野県が示す「信州版『新たな日常のすゝめ』」を実践し、感染予防に努めること。
「信州版『新たな日常のすゝめ』」は以下の URL をご確認ください。
<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/susume.html>
- (4) 緊急事態措置が実施されている地域等、長野県が訪問をできるだけ控えるようお願いしている都道府県で開催される展示会に出展する場合は、可能な限り長野県内と開催地域を往来する人員を抑えるとともに、会場以外への移動は必要最小限に留めること。

4 新型コロナウイルス感染症対策（海外）

- (1) 展示会等の主催者から示されているガイドラインや注意事項に従い、適切な感染対策を行うこと。
- (2) 予め出展する展示会等の開催国や外務省から渡航者向けに発せられている要請の有無やその内容を確認し従うこと。
- (3) 展示会等の開催国の感染症危険情報がレベル2（不要不急の渡航は止めてください）以上になった場合は、渡航しない方法に切り替えるか、出展を取りやめる。出展を取りやめる場合、キャンセル料金の発生を含め助成金は支払わない。
なお、企業の判断で開催国と往来し出展する場合も助成金の対象としない。

4 助成対象経費等

区分	助成対象経費	助成額
海外展示会	主催者に支払う出展料及びその他対象経費（装飾料、通訳代、印刷製本費〈外国語版パンフレット作成費用等〉、運送費） 〔消費税額を除く〕	・出展料（小間料）及びその他対象経費合計の2分の1以内の額とし、助成額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。 ・750,000円を限度とする。
国内（県外）展示会	主催者に支払う出展料 〔消費税額を除く〕	・出展料（小間料）の3分の1以内の額とし、助成額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。 ・200,000円を限度とする。
オンライン展示会	主催者に支払う定額の出展料及びオプション費用〔消費税額を除く〕 ※出展料は名目が参加料及び登録料等のものを含む。	・出展料及びオプション費用合計の3分の1以内の額とし、助成額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。 ・200,000円を限度とする。

※詳細につきましては要綱をご確認下さい。

応募方法

- 1 募集(受付)期間 令和4年8月19日(金)～令和4年9月15日(木)17時(郵送・持参ともに必着)
- 2 提出書類 中小企業販路開拓助成金事業計画書(交付申請書)、**確認書**及び添付書類
(※) **事業計画書(交付申請書)は、当機構ホームページからダウンロードできます。**
(<https://www.nice-o.or.jp/info/info-14952/>)
- 3 書類提出先 (公財)長野県産業支援機構 マーケティング支援部
- 4 その他
 - (1) 応募された書類については、審査会により交付の可否を判断し、その結果を通知します。
なお、審査に当たり不明な点について、お問い合わせする場合があります。
 - (2) **申請者多数の場合は、助成額を減額する場合があります。ただし、今後成長が期待される分野である「健康・医療」、「航空機」、「環境・エネルギー」分野の展示会については、優先して助成・配分します。**
 - (3) **同一年度における助成金の交付は、1申請者につき1回限りとします。**
 - (4) 事業終了後2年間、販路開拓状況について成果等の報告書の提出をお願いします。
 - (5) 主催者の都合によるキャンセル料などの経費は、助成対象とはなりません。
 - (6) 助成金の詳細については中小企業販路開拓助成金交付要綱(当機構ホームページからダウンロード可能)をご覧ください。

問い合わせ先

公益財団法人長野県産業振興機構 マーケティング支援部(担当:五味)
〒380-0928 長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター3階
TEL 026-227-5013 FAX 026-228-2867 E-mail: matching@nice-o.or.jp